

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【公開番号】特開2017-46134(P2017-46134A)

【公開日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-009

【出願番号】特願2015-166543(P2015-166543)

【国際特許分類】

H 01 Q 13/08 (2006.01)

【F I】

H 01 Q 13/08

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月14日(2018.8.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

柔軟性を有するとともに誘電性セラミックス粉末が分散された誘電部を、当該誘電部よりも高硬度の基材に積層させてなる誘電体と、

前記誘電体に設けられた電極と、
を備えることを特徴とする誘電体アンテナ。

【請求項2】

前記基材が板状に形成され、
前記誘電部が前記基材の両面それぞれに積層されていることを特徴とする請求項1に記載の誘電体アンテナ。

【請求項3】

前記誘電部が樹脂またはゴムであることを特徴とする請求項1または2に記載の誘電体アンテナ。

【請求項4】

前記基材は、前記電極の所定の位置において前記誘電部側に突設された突設部を有することを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の誘電体アンテナ。

【請求項5】

前記突設部は前記基材の全周に沿って形成されることを特徴とする請求項4に記載の誘電体アンテナ。

【請求項6】

前記基材は、前記電極に接触する接続端子の接続領域に対応する位置に、積層された前記誘電部に向かって突設された前記突設部を有することを特徴とする請求項4または5に記載の誘電体アンテナ。

【請求項7】

前記基材は、前記誘電部が積層されていない部分であって、かつ前記電極が設けられていない部分に、当該誘電体アンテナを固定するための固定部を有することを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の誘電体アンテナ。

【請求項8】

前記基材が非導電性樹脂であることを特徴とする請求項1～7のいずれか一項に記載の誘電体アンテナ。